

## 議案第12号 市長及び副市長の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

総務部職員課

## 1 改正内容

令和6年10月7日付けの朝霞市特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、議会の議員の議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額を引き上げる改正を行う。

(1) 議会の議員の議員報酬の額を引き上げる。

	改定後		現行	
議長	月額	477,000円	月額	473,000円
副議長	月額	416,000円	月額	412,000円
常任委員長	月額	404,000円	月額	400,000円
議会運営委員長	月額	404,000円	月額	400,000円
議員	月額	393,000円	月額	390,000円

(2) 市長、副市長及び教育長の給料の額を引き上げる。

	改定後		現行	
市長	月額	939,000円	月額	930,000円
副市長	月額	795,000円	月額	788,000円
教育長	月額	729,000円	月額	722,000円

## 2 施行日

令和7年4月1日

担当

総務部職員課給与厚生係  
電話463-3196